

液状化による**宅地**の被害の 復旧を支援します

令和7年度も
実施します！

～新潟市液状化被災宅地等復旧支援事業のお知らせ～



(1) 対象となる宅地

①②③の全てに該当する宅地

- ① 令和6年能登半島地震の際、**住宅**※1の敷地として使われていたもの
- ② **液状化被害が確認**※2されたもの
- ③ 住宅が「**準半壊以上**」※3の罹災証明を受けたもの

※1 店舗等との併用住宅は対象。賃貸住宅、企業の社宅や寮、空き家などは対象外

※2 液状化被害(住宅の沈下・傾斜、地盤の亀裂、噴砂など)が確認できる写真・書類等が必要

※3 宅地に液状化による相応の被害があると認められる場合は、一部損壊も対象となる場合があります。

【液状化による被害の事例(参考)】



①住宅の沈下・傾斜



②地盤の亀裂



③擁壁の崩壊



④噴砂

写真出典
①、②：
熊本災害デジタル
アーカイブ
③：被災宅地の調
査・危険度判定
マニュアル-参考
資料-
④：被災者提供

(2) 対象となる工事

① 復旧

被災宅地の原形復旧を基本とした工事(擁壁、地盤の復旧等)
(グレードアップは対象外)

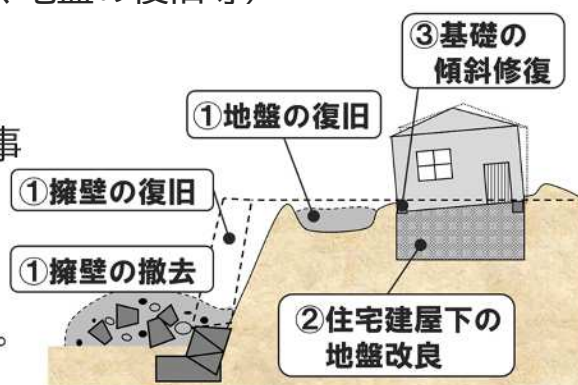
② 地盤改良

沈下防止のための住宅建屋下の地盤改良工事

③ 基礎の傾斜修復

住宅基礎の沈下・傾斜を修復する工事

※これらの工事は、着手済・完了済であっても対象となります。
※工事のために実施した調査・設計も補助の対象となります。



<相談・申請窓口>

●西区役所健康センター棟 3階 (西区寺尾東3-14-41)

▶ 予約不要 ▶ 開設日時: 毎日(土日祝含)午前9時～午後5時

●ふるまち庁舎(古町ルフル) 5階 (中央区古町通7番町1010)

▶ 予約制: ご希望の4日前までに電話で要予約 ▶ 予約枠: 月～金(祝日除く) 4枠(午前9時、午前11時、午後1時、午後3時)



△専用サイトはこちら

<お問い合わせ、及び、予約受付(ふるまち庁舎)>

制度に関する問い合わせ専用ダイヤル ☎ 025-226-2710 (土日祝除く) 午前9時00分～午後5時00分

(3) 補助金額

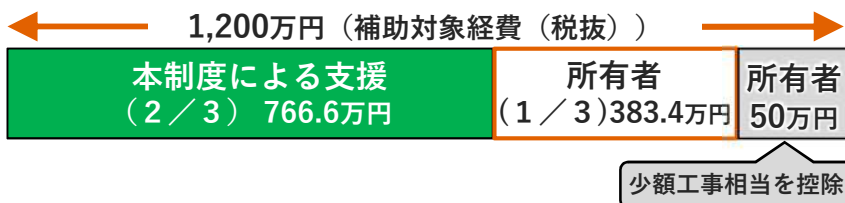
●補助対象経費上限:1,200 万円

●補助率 : 2/3

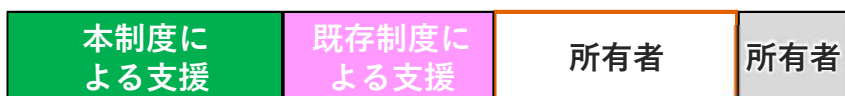
●補助上限額 : 766.6万円

〔ただし、既存の国・県・市の支援制度を活用している場合はその支援額が控除されます〕

① 既存の国・県・市の支援制度を活用していない場合



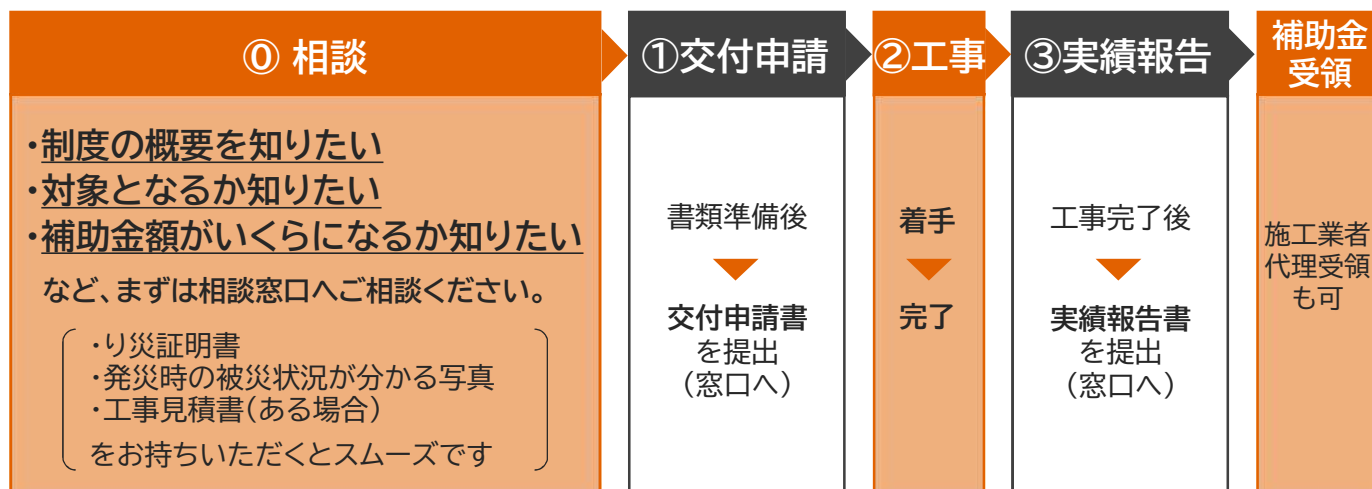
② 既存の国・県・市の支援制度を活用している場合



既存の国・県・市の支援制度

修繕 市営住宅の修繕費補助 対象となる工事 補助率 補助上限額	建替・購入 市営住宅の建替・購入費補助 対象となる工事 補助率 補助上限額
---	---

(4) 申請手続きの基本的な流れ



～既に見積りをお持ちの方は、補助金額の目安を試算してみましょう～

① 見積書から本制度の補助対象経費となる費用の合計(税抜)を計算・・・ A 円
(補助対象経費:上限1,200万円)

② 下記計算式により基礎額を計算

$$\text{基礎額} = (A \text{ 円} - 50\text{万円}) \times (2/3) = B \text{ 円}$$

③ 国応急修理(活用額のうち50万円を超えた額のみ)、県応急修理(活用額の全額)、市修繕支援または市建替支援(活用額の全額)の合計額を計算・・・ C 円

④ 下記計算式により本制度の補助金額を計算

$$B \text{ 円} - C \text{ 円} = \text{補助金額} \text{ 円}$$

(千円未満切り捨て)